

京都市訓令甲第14号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成21年2月10日

京都市長 門 川 大 作

第5条第1項中「総合教育センター所長」の右に「，京都まなびの街生き方探究館企画推進室長」を加え，同条第2項中「，企画推進室長」を削り，同条第14項本文中「企画推進室」を「京都まなびの街生き方探究館企画推進室」に改める。

別表課長，教育環境整備室長，小中一貫教育推進室長，音楽高校改革推進・建設室長，情報化推進総合センター所長，企画推進室長，体育健康教育室の保健課長，生涯学習部の生涯学習推進課長，生涯学習総合センターの分館の館長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書施設の館長の項中「，企画推進室長」を削る。

別表総合教育センター研修課長の項の次に次の1項を加える。

京 都 ま な び の 街 生 き 方 探 究 館 企 画 推 進 室 長	(1) 水道，ガス，電気及び電話の料金，清掃手数料料金その他定例的な経費の支出決定に関する事。 (2) 売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)の廃棄処分に関する事。
---	---

附 則

この訓令は，平成21年2月12日から施行する。

(総務局総務部文書課)